

一般社団法人日本脳神経外科学会  
専門医認定制度規程

平成 16 年 5 月 15 日理事会決定  
平成 22 年 1 月 24 日改正  
平成 23 年 4 月 3 日改正  
平成 24 年 3 月 1 日改正

(本制度の目的)

第 1 条 脳神経外科を専攻するすぐれた医師を養成し、脳神経外科学の進歩発達とその診療水準の向上をはかり、国民の福祉に貢献することを目的とし、専門医を認定する。

(認定の方法)

第 2 条 認定を受ける資格をもつ申請者については専門医認定委員会（以下「認定委員会」という。）が認定を行う。

- 2 認定された者には認定証を与え、これを脳神経外科専門医（Board certified neurosurgeon）と呼称する。
- 3 認定制度に関する詳細については専門医認定制度内規として別に定める。

(認定期間及び資格の更新)

第 3 条 専門医の認定期間は 5 年とし、5 年毎にその資格を更新するものとする。

- 2 更新に関する詳細は専門医生涯教育制度内規として別に定める。

(専門医の喪失及び取り消し)

第 4 条 専門医は、次の各号の一に該当するときは、その資格を喪失する。

- (1) 専門医資格の更新申請を行わなかったとき。
  - (2) 専門医資格の更新が認められなかったとき。
  - (3) 専門医資格を辞退したとき。
  - (4) 本学会正会員資格を喪失したとき。
  - (5) 医師の資格を喪失したとき。
- 2 専門医が次の各号の一に該当するときは、認定委員会の議決を経て理事会にはかり認定を取り消すことがある。
- (1) 専門医認定申請手続きまたは専門医資格の更新手続きに虚偽のあることが判明したとき。
  - (2) 医師免許を取り消されたとき。
  - (3) 専門医にふさわしくない行為があったと認められたとき。

(内規)

第 5 条 本制度の運営の為、必要な内規は別にこれを定める。

附 則

- 1 本規程を変更する場合は理事会の承認を必要とする。